瑞浪市夢づくり地域交付金

～ 申請の手引き ～

令和９年度版

＜目次＞

１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　対象となる団体・・・・・・・・・・・　１
３　対象事業・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　交付金の限度額等・・・・・・・・・・　２
５　事業申請の流れ・・・・・・・・・・・　３
６　経費の「領収書」等の保管・・・・・　５
７　評価基準・・・・・・・・・・・・・・・　５
８　事業内容等を変更する場合・・・・・　６
９　事業成果の報告・・・・・・・・・・・　７
１０　夢づくり地域交付金交付規則・・・・　８
１１　夢づくり地域交付金の歳出予算の
　　整理科目一覧表・・　１４
１２　記載例（夢づくり地域交付金関係）
　・様式第１号・・・・・・・・・・・　１５
　・様式第２号・・・・・・・・・・・　１６
　・様式第３号・・・・・・・・・・・　１９
　・様式第４号・・・・・・・・・・・　２０
　・様式第５号・・・・・・・・・・・　２１
　・様式第６号・・・・・・・・・・・　２２
　・様式第７号・・・・・・・・・・・　２３
　・様式第８号・・・・・・・・・・・　２４
　・様式第９号・・・・・・・・・・・　２５
　・様式第１０号・・・・・・・・・・　２８
　・様式第１１号・・・・・・・・・・　３０
　・様式第１２号・・・・・・・・・・　３１
　・様式第１３号・・・・・・・・・・　３２

夢づくり地域活動支援室（瑞浪市みずなみ未来部市民協働課内）

☎６８－９７５６（直通）

１ 趣旨

地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、住民により構成された地区まちづくり推進組織に対し、夢づくり地域交付金を交付して財政的な支援を行います。

２ 対象となる団体

交付金の対象となる団体は、住民により構成された地区まちづくり推進組織で、概ね旧小学校区を単位として各地区１つのまちづくり推進組織を指定（※1）しています。

まちづくり推進組織は、事業を地区の総意により実施することを担保するため、区長会と事業実施について合意を得ることとし、交付申請の際、区長会の実施承認書を添付していただきます。

※1　次に掲げる組織を指定しています。
瑞浪地区まちづくり推進協議会、土岐地区まちづくり推進協議会、明日の稲津を築くまちづくり推進協議会、釜戸町まちづくり推進協議会、大湫町コミュニティ推進協議会、日吉町まちづくり推進協議会、明世地区まちづくり推進協議会、陶町明日に向って街づくり推進協議会

３ 対象事業

対象事業は、通常事業とステップアップ事業の二つの事業メニューがあり、事業期間は、交付決定日から当該年度の3月31日までです。

通常事業においては、基金を造成することができます。この場合、１事業年度の積立限度額は、各地区の通常分の交付金限度額の2分の1以内で、積立期間は、最大5年間とします。ただし、下記シ及びセに該当する事業を除きます。

なお、対象分野であれば、収益の上がるコミュニティビジネスについても対象とすることができます。

（1） 通常事業

ア 防災・防犯に関する事業
イ 青少年育成に関する事業
ウ 子育て支援に関する事業
エ 健康づくりに関する事業
オ 高齢者等の福祉に関する事業
カ 環境美化に関する事業
キ 男女共同参画に関する事業
ク 歴史・文化資源の保存に関する事業
ケ まちづくり推進組織の見直し・強化に関する事業
コ 地域振興に関する事業
サ 人口減少対策・定住促進に関する事業
シ 他のまちづくり推進組織と合同で行う事業
ス 若者又は学校と協働で行う事業
セ 他団体と合同で行う事業
ソ 情報発信に関する事業

（2） ステップアップ事業

地域の課題解消や活性化のために効果の高い事業で、一時的に多大な事業費が必要となる事業又は地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業。

４ 交付金の限度額等

（通常事業）

各地区（町）の令和8年度の通常事業分の交付金限度額（※2）は、次のとおりです。

限度額は、通常事業予算額1，000万円を人口割50%、均等割50%で算出しています。この金額は当該年を含む過去5年の1月1日現在の平均人口により計算しています。

（単位：円）

瑞浪地区まちづくり推進協議会	2,589,000	土岐地区まちづくり推進協議会	1,629,000
明日の稲津を築くまちづくり推進協議会	1,204,000	釜戸町まちづくり推進協議会	969,000
大湫町コミュニティ推進協議会	667,000	日吉町まちづくり推進協議会	912,000
明世地区まちづくり推進協議会	1,005,000	陶町明日に向って街づくり推進協議会	1,025,000

※2 令和4年～令和8年の1月1日現在の平均人口による。

令和9年度の限度額については、令和9年1月1日現在の人口が確定後、別途通知します。予算額については議会での承認が必要となります。

（ステップアップ事業）

1地区1事業までで、1事業の交付金額は300万円以内とします。

各地区まちづくり推進組織から申請のあった事業について、夢づくり地域交付金等事業審査会（以下「審査会」という。）における審査により点数評価を行い、一定点数（50点満点中35点以上）の事業について、上位よりステップアップ事業予算額300万円（※3）を超えない範囲で交付決定をします。

（通常事業の交付金の加算）

通常事業の事業メニュー中、「他のまちづくり推進組織と合同で行う事業」を実施する場合、通常事業分の交付金の他に、予算額30万円（※4）を超えない範囲で代表となる地区が交付金を加算することができます。

また、通常事業の事業メニュー中、「他団体と合同で行う事業」を実施する場合、通常事業分の交付金の他に、予算額50万円（※5）を超えない範囲で交付金を加算することができます。

※3、4、5 予算額については議会での承認が必要となります。

５ 事業申請の流れ

交付金交付申請書を夢づくり地域活動支援室（以下「支援室」という。）に提出してください。支援室は、審査会を開催し、事業計画を審査後、交付決定をします。

（ステップアップ事業）

・申請書提出：令和8年12月28日（月）まで
※予算が限度額に達していなければ、随時、申請を受付けます。
・審査会開催：令和9年2月頃
・交付内定：令和9年3月下旬
・交付決定：令和9年4月上旬

（通常事業）

・申請意向の連絡：令和9年1月29日（金）まで　※シ及びセの加算を希望する場合のみ
・申請書（案）提出：令和9年2月26日（金）まで　※シ及びセの加算を希望する場合のみ
→市民協働課にて申請書の精査や調整を行います。
・申請書提出：令和9年3月31日（水）まで
※シ及びセの加算分の申請書についても、その他の通常事業分の申請書と一括して、改めて提出してください。
・事前着手許可申請書提出：事業実施前　※交付決定より前に事業を実施する場合のみ
・審査会開催：令和9年4月頃
・交付決定：令和9年4月下旬

まちづくり推進組織は、事業完了後に実績報告書（事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度4月30日のいずれか早い日までに）及び事後評価調書（事業完了の日から起算して30日以内に）を提出する必要があります。その後、支援室において審査会を開催し、事後評価を実施します。

交付金は、事業が完了した後に支払う完了払と事業実施前に支払う概算払のどちらかによって支払います。

	まちづくり推進組織	手続き	瑞浪市
前年度	ステップアップ申請書の作成 通常事業申請書の作成	ステップアップ申請書等提出（12月末まで） ※ただし、予算限度額に達していなければ、随時受付 通常事業（シ）及び（セ）の申請意向連絡（1月末まで） 通常事業（シ）及び（セ）の申請書（案）提出（2月末まで） ※提出後、市民協働課による精査、調整 通常事業申請書等提出（3月末まで） ※シ及びセの加算分の申請書についても、その他の通常事業分の申請書と一括して、改めて提出	2月頃：事業審査会 （ステップアップ事前審査）
事業実施年度	交付決定より前に事業を実施する場合 概算払での交付を受ける場合 事業の変更（中止）がある場合	事前着手許可申請書提出（事業実施前） 事前着手許可通知書送付 交付決定通知書送付 【ステップアップ事業】 内示：3月下旬　決定：4月上旬 【通常事業】 4月下旬 概算払請求書提出 交付金の交付（概算払） 事業計画変更（中止）承認書提出 変更決定通知書送付	4月頃：事業審査会 （通常事業事前審査）
翌年度	実績報告書の作成 交付金の請求（概算払での交付を受けた場合は精算） 関係書類等整理保存（５年間）	実績報告書等提出 ※事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度4月30日のいずれか早い日まで 確定通知書送付 交付請求書（精算書）提出 交付金の交付	事業実施年度の翌年度： 事業審査会（事後評価）

６ 経費の「領収書」等の保管

事業が完了した後に「夢づくり地域交付金実績報告書」及びその関係書類を提出していただく必要があります。

関係書類は、事業費の執行状況を明らかにした出納簿（各団体の監事が承認したもの）及び預金通帳（写し）とします。なお、前記の書類が提出されない場合は、全ての支出について収支を明らかにする書類として「領収書」の写しを提出していただくことになります。検査の段階において証拠書類の確認を行いますので、各団体においては、事業計画書に記載したまちづくり事業を行う場合、それに要した経費の領収書は、必ず相手方から徴収してください。

なお、領収書の例として考えられるのは、次のようなものです。

例1） 勉強会等の講師に謝金・旅費を支払う場合
→ あらかじめ、講師の方に印鑑の持参を依頼しておき、勉強会等当日に「謝金・旅費明細書」等に受領印を押してもらう。

例2） 消耗品等を現金で購入した場合
→ 業者に、領収書を発行してもらう。領収書が貰えないときはレシートを保管しておく。
※「レシート」は、あくまでも領収書の代替書類です。

例3） 業者に口座振込をした場合
→ 金融機関の領収印のある「領収書」を保管しておく。

７ 評価基準

市は、事業を実施する前の事前審査と事業完了後に実施する事後評価を行います。

これらの審査（評価）を行うために、有識者によって構成する審査会を設置しています。

審査会は、当該年度の通常事業とステップアップ事業の事前審査、前年度事業の事後評価の3回の開催を予定しています。評価の基準は次のとおりです。

1 事前審査

【通常事業】

（1） 必要条件項目（適合していない場合には、交付金事業として認められない項目）
① 市の実施する事業と重複しないこと
② 宗教・政治活動に関するものでないこと
③ 区長会と連携が取られているものであること
④ 施設の維持管理にかかるものではないこと

（2） 評価項目（事前に事業の有効性を評価する項目）
① 成果目標が設定されていること
② まちづくり推進組織の強化につながるものであること
③ 地域独自の課題認識に基づいたものであること
④ 成果目標と予算の配分が適正であること
⑤ 既存の事業でないこと又は新たな視点によるものであること

【ステップアップ事業】

上記の通常事業の必要条件項目及び評価項目のほか、次の項目についても評価を行います。

① 地域の活性化や課題解消のために効果が高い事業であるか
地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業であるか

② 事業完了後に維持管理（維持費の確保・財産管理）が適切に行われること

③ 住民総意の事業であるか

④ 内容・予算規模が適正な事業であるか

⑤ 効果が不特定多数の住民に及ぶ事業であるか

⑥ 地域の特性や資源を活かした事業であるか

⑦ 将来的にまちづくりの自立に寄与する事業であるか

⑧ 同一（関連）事業については、前回実施年度から1年以上経過しているか

⑨ 同一（関連）事業についての申請が3回を超えていないか

⑩ その他（アピールしたい点）

2 事後評価

（1） 自己評価項目：事業の有効性を地域が自ら評価する項目

① 住民総意の事業立案が行われたか

② 成果目標が達成されたか

③ まちづくり推進組織の強化につながったか

④ 地域の課題解消ができたか

⑤ 予算が課題解消のために効果的に使われたか

⑥ 地域住民のコミュニティ強化につながったか

（2） 審査会評価項目：事業の有効性を客観的に評価する項目

① 地域の特色を活かした事業であったか（地域らしさ、地域課題の解消など）

② 他の地域の模範となる事業であったか（事業手法、地域の参加状況など）

③ 地域の将来像を見据えた事業であったか（継続性など）

④ 交付金が効果的に活用されたか（予算の有効活用など）

8 事業内容等を変更する場合

次の場合にあっては、事前に市長の承認を受ける必要があります。

変更承認が必要な場合、12月末日までに支援室に提出してください。

① 事業内容の著しい変更をしようとするとき

② 複数の事業を実施する場合において、事業間で交付金の10%（交付金の加算分を除いて算出）を超える流用をしようとするとき

③ 10%を超えて交付金を減少しようとするとき

④ 事業を中止し、又は廃止するとき

⑤ 基金を造成した場合、基金運用・処分計画を変更しようとするとき

⑥ その他市長が必要と認めるとき

９ 事業成果の報告

多くの市民の方に夢づくり地域交付金制度についての理解を高めていただくとともに、今後の交付金事業に活かしていただくだめ、ステップアップ事業の交付決定を受けた事業については、事業成果等を広く一般の方へ報告していただきます。（※事業成果発表会の開催等）

１０ 夢づくり地域交付金交付規則

瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、瑞浪市まちづくり基本条例（平成27年条例第２号）第８条第１項に規定するまちづくり推進組織（以下「まちづくり推進組織」という。）に対し、予算の範囲内において交付する夢づくり地域交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第１条の２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　通常事業　次のいずれかに該当する事業をいう。

ア　防災・防犯に関する事業
イ　青少年育成に関する事業
ウ　子育て支援に関する事業
エ　健康づくりに関する事業
オ　高齢者等の福祉に関する事業
カ　環境美化に関する事業
キ　男女共同参画に関する事業
ク　歴史・文化資源の保存に関する事業
ケ　まちづくり推進組織の見直し・強化に関する事業
コ　地域振興に関する事業
サ　人口減少対策・定住促進に関する事業
シ　他のまちづくり推進組織と合同で行う事業
ス　若者又は学校と協働で行う事業
セ　他団体と合同で行う事業
ソ　情報発信に関する事業

（２）　ステップアップ事業　地域の課題解消や活性化のために効果の高い事業で、一時的に多大な事業費が必要となる事業又は地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業をいう。

（交付対象団体）

第２条　交付金の支給対象となる団体は、まちづくり推進組織とする。

（交付金対象事業）

第３条　交付金の対象となる事業は、通常事業及びステップアップ事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、交付金の交付対象事業としないものとする。

（１）　市が実施する事業と重複する事業
（２）　その他市長が適当でないと認めた事業

３　事業の実施期間は、その年度の３月31日までとする。

（交付金対象経費及び交付金の額）
第４条　交付金対象経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げる経費を除いた経費とする。
（１）　まちづくり推進組織等の経常的な運営のための経費
（２）　施設等の設置及び維持又は管理のための経費で、継続的な事業の実施に係るものとは認められないもの
（３）　継続的な人材の雇用及びこれに準ずる経費
（４）　事業の実施に際し、客観的に必要性が認められない経費
２　第１条の２第１号シ及びセに規定する事業については、当該事業に要する経費から前項各号に掲げる経費及び当該事業に対しまちづくり推進組織が充当した通常事業分の交付金の額を除いた経費に対し交付金を加算することができる。ただし、当該加算については、それぞれ１事業とする。
３　交付金の額は、別表に定める各区分の額を超えない額とする。
（基金造成）
第５条　通常事業の実施について、基金を造成できるものとする。
２　前項の基金の造成期間は連続する５か年までとし、前条に規定する交付金額の２分の１を限度とする。
（交付金の交付申請）
第６条　まちづくり推進組織は、交付金の交付を受けようとするときは、夢づくり地域交付金交付申請書（様式第１号）に次の書類を添えて、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。
（１）　事業計画書（様式第２号）
（２）　まちづくり推進組織の規約
（３）　まちづくり推進組織の総会資料（市長が指定する期日までに総会が開催されない場合においては、確約書（様式第３号））
（４）　区長会による夢づくり地域交付金事業実施承認書（様式第４号）
（５）　第１条の２第１号セに規定する事業を行う場合については、当該事業を合同で行う他団体の概要及び当該事業に要する経費のおおむね３分の１の資金（物品供与、人件費等の対価の算定を含めることができるものとする。）を当該団体が負担することが確認できる資料
（６）　その他市長が必要とする書類
（交付金の交付の条件）
第７条　市長は、交付金の交付の決定をする場合において、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。
（１）　事業内容の著しい変更をしようとするときは、市長の承認を受けること。
（２）　複数の事業を実施する場合において、その事業間で第４条第２項に規定する加算額を除いた通常事業分の交付金の10パーセントを超えて流用しようとするときは、市長の承認を受けること。

（３）　10パーセントを超えて交付金を減少しようとするときは、市長の承認を受けること。
（４）　事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
（５）　基金を造成した場合においては、次によること。
ア　一会計年度において造成した基金の処分は、翌会計年度以降５年以内に行うこと。
イ　基金造成時の基金運用・処分計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
ウ　基金造成時の基金の処分計画に示された期間内に基金造成による事業が完了しない場合又は基金造成による事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示に従うこと。
エ　基金の運用益は、当該基金に編入すること。
オ　基金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。
（６）　その他市長が必要と認める事項
（決定の通知）
第８条　市長は、第６条の規定により交付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る交付金を交付するものと決定したときは、夢づくり地域交付金交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。
（審査会）
第９条　市長は、前条の審査を行うときは、瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会に諮るものとする。
（事業内容の変更）
第10条　まちづくり推進組織は、第７条第１号から第３号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。
２　第７条第４号の規定により市長の承認を受けようとするときは、事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。
（実績報告）
第11条　まちづくり推進組織は、事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに、夢づくり地域交付金実績報告書（様式第８号）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。
（１）　実績書（様式第９号）
（２）　活動記録等の資料
（３）　帳簿の写し
（４）　通帳の写し
（５）　契約書の写し（１件の支払額が50万円を超える場合に限る。）
（６）　第１条の２第１号セに規定する事業を実施した場合については、当該事業に要した経費のおおむね３分の１の資金（物品供与、人件費等の対価の

算定を含めることができるものとする。）を当該団体が負担したことが確認できる資料

（７）　その他市長が必要とする書類

２　まちづくり推進組織は、基金を造成した場合、前項の報告とは別に、基金造成・運用・処分実績報告書（様式第10号）により、毎年度当該基金の造成、運用、処分等について市長に報告するものとする。

（交付金の額の確定）

第12条　市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（交付金の交付）

第13条　まちづくり推進組織は、交付金の額の確定後、次に掲げる書類を市長に提出し、交付金の交付を受けるものとする。

（１）　夢づくり地域交付金交付請求（精算）書（様式第12号）

（２）　その他市長が必要とする書類

（交付金の概算払）

第14条　まちづくり推進組織は、事業の遂行上必要なとき、概算払で交付金の交付を受けることができる。

２　前項の場合、まちづくり推進組織は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）　夢づくり地域交付金概算払請求書（様式第13号）

（２）　その他市長が必要とする書類

３　概算払を受けたまちづくり推進組織は、夢づくり地域交付金請求（精算）書（様式第12号）を第11条に規定する夢づくり地域交付金実績報告書に添えて市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第15条　市長は、まちづくり推進組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）　交付の条件に違反したとき。

（２）　提出した書類に偽りの記載があったとき。

（３）　事業の実施方法が不適当と認められるとき。

（状況報告）

第16条　まちづくり推進組織は、市長の求めに応じ、交付金を受けて行う事業等の遂行状況の報告をしなければならない。

（書類、帳簿等の整理及び保管）

第17条　まちづくり推進組織は、当該交付金にかかる事業と他の事業との会計を明確に区別して管理しなければならない。

２　まちづくり推進組織は、経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）
第18条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附　則
この規則は、平成20年４月１日から施行する。
附　則（平成23年２月21日規則第６号）
この規則は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成27年２月３日規則第４号）
この規則は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成27年６月25日規則第36号）
この規則は、平成27年７月１日から施行する。
附　則（平成29年３月７日規則第５号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則による改正後の瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則の規定は、平成29年度以後の年度分の交付金について適用し、平成28年度分までの交付金については、なお従前の例による。
附　則（令和２年１月24日規則第５号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、改正後の第７条第３号の規定は、公布の日から施行し、令和元年度の交付金実績報告から適用する。
附　則（令和３年３月31日規則第26号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和７年３月13日規則第８号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和８年３月31日規則第33号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

対象事業	交付金の区別	限度額
通常事業	均等割	当該年度の夢づくり地域交付金のうち通常事業分予算額に１００分の５０を乗じ、８で除した金額（１，０００円未満切捨て）
	人口割	当該年度の夢づくり地域交付金のうち通常事業分予算額に１００分の５０を乗じて得た額に、当該年を含む過去５年の１月１日現在の地区の平均

			人口を乗じ、瑞浪市の平均総人口で除して得た金額（１，０００円未満切捨て）
	第４条第２項に規定する交付金の加算	シ　他のまちづくり推進組織と合同で行う事業	３０万円
		セ　他団体と合同で行う事業	５０万円
ステップアップ事業	ステップアップ事業に係る交付金		１事業につき３００万円

１１ 夢づくり地域交付金の歳出予算の整理科目一覧表

予算整理科目		内　容	説　明
報償費		報償金・謝礼	講演・講習・研究会等の謝礼、提供された役務に対する謝礼、提供された施設の利用に対する謝礼等
		賞賜金	表彰者等に対する金一封など
		記念品等	謝品として現物を渡すため記念品等を買い上げる場合など 一般の参加者への参加賞や研修先等に持参する土産は、消耗品とする
旅費		旅費及び 費用の実費弁償	公共交通機関、宿泊費等実際にかかる金額を支給する
（需用費）	消耗品費	消耗品費 （修繕費を含める）	備品に分類されない物品及び備品等を修理する費用（修繕費）を含めて計上する（PCソフトの購入を含む）。
	食料費	食事代、 飲み物代等	行事等において直接提供する食事（弁当）代、飲料代、茶菓子代
	印刷費	印刷費及び製本費	パンフレット、チラシ、ポスター、封筒等の印刷費及び冊子等の印刷・製本にかかる費用
	光熱水費	光熱水費 （燃料費を含める）	電気・水道代のほかガス・薪・炭代、ガソリン・軽油等の燃料も含める。イベント時の炊出し等に利用するプロパンガスなど。
	賄材料費	賄材料費	行事等において食事・飲料・茶菓子の形で飲食に供するための食材として加工するために購入する物品に係る費用。
（役務費）	通信費等	各種の通信費 及び運搬費	電信電話料、切手・ハガキ・小包等の郵送料、インターネットの回線使用料
	保険料	保険料・共済掛金等	各種行事における傷害保険料、損害保険料、火災保険、自動車保険料等
	手数料等	手数料 （広告料を含める）	検査・送金等のサービスの提供に対する対価及び新聞（折込み含む）・冊子等の広告料等
委託料		委託料	各種事務や業務の委託費用
使用料等		使用料及び賃借料	不動産・動産等の使用（消滅しないものに）に対して支払う対価。会場借上料、通行料金、プロバイダ、駐車場使用、映画フィルム借上料等
工事費		工事請負費	土地・工作物（家屋を含む）の造成・製造・改造・移転等の工事に要する経費
原材料費		原料費及び材料費	原材料として加工して製品とするための物品の費用（セメント、工事用土砂、丸太等）。 （注）直接使用する場合は含まない（土のう用の砂は原材料であるが、砂場補充用は消耗品、また、花苗、プランター、園芸土等やイベント会場の飾りつけ材料は、消耗品となる）。
備品費		備品購入費	通常一定期間（おおむね１年以上）の使用ができ、製品の取得単価が１万円以上の物品の購入に係る費用。なお、備品として購入したものについては、所在を明確にしておく必要がある。
補助金等		負担金、補助金 及び交付金	行事・講習会等への参加負担金など
積立金		積立金	基金事業への積立金

１２ 記載例（夢づくり地域交付金関係）

様式第1号（第6条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

瑞浪市長 様

（申請団体）
所在地：瑞浪市〇〇町△△番地
名　称：〇〇まちづくり推進協議会
代表者氏名：会長　□□太郎

夢づくり地域交付金交付申請書
（　通常事業　・　~~ステップアップ事業~~　）

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

・当該年度に実施する予定の全てに事業を記載すること。
・必要に応じ行を追加すること。

記

1．事業名

単位：円

事　業　名	事業の種類	交付金申請額
65歳以上高齢者家具転倒防止金具取り付け事業	ア、オ、シ	350，000
〇〇地区夏祭り開催事業	イ、コ	200，000
有機肥料開発事業	カ	200，000
（　ビオトープ整備　）基金積立事業	カ	100，000
合　計		850，000

※ 通常事業の申請の場合、事業の種類欄に、規則第1条の2第1号に規定する事業ア～ソのうち該当するもの全てを記載すること。

2．添付書類

（1） 事業計画書（様式第2号）
（2） まちづくり推進組織の規約
（3） まちづくり推進組織の総会資料又は確約書（様式第3号）
（4） 区長会による夢づくり地域交付金事業実施承認書（様式第4号）
（5） 他団体と合同で行う事業については、当該事業を合同で行う他団体の概要及び当該事業に要する経費のおおむね3分の1の資金（物品供与、人件費等の対価の算定を含めることができるものとする。）を当該団体が負担することが確認できる資料

注） 上記以外の添付書類がある場合は、連番を付して記載すること。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

・夢づくり地域交付金交付申請書に記載された全ての事業について、事業ごとに作成すること。
・必要に応じ行を追加すること。

1　事業名

65歳以上高齢者家具転倒防止金具取り付け事業

2　事業の概要（地域の課題、活動内容、目的等）

防災については、減災から取り組む必要があるが、高齢者は第1段階である家具の転倒防止について、金具の取り付けなど出来ない方が多い。

そのため、65歳以上の高齢者宅の寝室にある家具を対象に転倒防止金具を取り付け、就寝時に地震が起こっても高齢者の方が被害に合わないようにする。

取り付けは、区長会やみずなみ防災会と協力し、ボランティアが順次取り付けを行う。

防災士による研究会によって、家具転倒防止に係る確かな知識と技術を習得する。

3　事業の成果目標（数字等でわかりやすく）

65歳以上の高齢者宅への家具転倒防止金具取り付け：300世帯
ボランティア参加者：100名
防災士による研究会：100名

・交付金の加算対象の事業の場合は、どのように実施するかを記入すること。

4　事業に要する経費（総事業費）

400，000　円

5　交付を受けようとする額

350，000　円

（内、交付金加算額　　円）

6　合同で実施する地区又は団体

7　活動スケジュール、活動の内容

『歳出予算の整理科目一覧表』を参考にしてください。

（単位：円）

実施予定時期	活動の内容	経費の内容	
		支出科目	金額
4月			
5月			
6月	○研究会の開催（1回目） ・講師（防災士）の招へい ・資料印刷用用紙	報償費 旅費 消耗品費	5，000 1，800 2，400
7月	○リスト確認 ・希望者説明資料作成 ○研究会の開催（2回目） ・講師（防災士）の招へい ・資料印刷代	消耗品費 通信費等 報償費 旅費 印刷費	5，000 10，000 5，000 1，800 10，000
8月			
9月	○取り付け作業開始	消耗品費 保険料	299，800 50，000
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月	○講演会・研究会の開催（3回目） ・講師（防災士）の招へい ・資料印刷代	報償費 旅費 消耗品費	5，000 1，800 2，400
合計			400，000

8 収支予算

（1）収入の部

（単位:円）

内　　容	予算額	備 考
夢づくり地域交付金 自主財源 その他（　　）	350, 000 50, 000	
合　　計	400, 000	

（2）支出の部

・当該年度に実施する予定の全ての活動を記載すること。
・必要に応じ行を追加すること。

（単位:円）

事　　項		支出内容	予算額	備 考
経費区分	活動の内容			
研究会開催経費	家具転倒防止の対策研究 減災の観点での講演会開催 （3回）	報償費 旅費 消耗品費 印刷費	15, 000 5, 400 4, 800 10, 000	
小計			35, 200	
転倒防止金具取り付け経費	取り付け作業 取り付け対象者への案内	保険料 消耗品費 通信費等	50, 000 304, 800 10, 000	
小計			364, 800	
合　　計			400, 000	

・活動内容によって区分し小計を付けること。

様式第3号（第6条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

瑞浪市長　様

（申請団体）
所在地：瑞浪市〇〇町△△番地
名　　称：〇〇まちづくり推進協議会
代表者氏名：会長　　□□太郎

確　　約　　書

令和〇〇年度夢づくり地域交付金の交付申請にあたり、交付決定された場合には、下記の事業について総会で予算提案することを確約します。

単位：円

事　業　名	交付金を受けようとする額
65歳以上高齢者家具転倒防止金具取り付け事業	350，000
〇〇地区夏祭り開催事業	200，000
有機肥料開発事業	200，000
（　　ビオトープ整備　　）基金積立事業	100，000
合　　計	850，000

様式第4号（第6条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇まちづくり推進協議会　会長　様

△△地区区長会長　　□□次郎　　印

夢づくり地域交付金事業実施承認書

下記のとおり夢づくり地域交付金事業を実施することを承認します。

記

1　事業の名称　　（単位：円）

事　業　名	交付金を受けようとする額
65歳以上高齢者家具転倒防止金具取り付け事業	350，000
〇〇地区夏祭り開催事業	200，000
有機肥料開発事業	200，000
（　　ビオトープ整備　　）基金積立事業	100，000
合　　計	850，000

様式第5号（第8条関係）

瑞 浪 市 指 令 第 〇 〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇まちづくり推進協議会　会長　様

瑞浪市副市長　　印

夢づくり地域交付金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった事業について、下記のとおり交付金を交付することに決定しましたので通知します。

記

1　事業の名称

（単位：円）

事　業　名	交付金額
65歳以上高齢者家具転倒防止金具取り付け事業	350，000
〇〇地区夏祭り開催事業	200，000
有機肥料開発事業	200，000
（　ビオトープ整備　）基金積立事業	100，000
合　　計	850，000

2　交付金額

上記表のとおり

3　交付の条件

（1）複数の事業を実施する場合において、その事業間で交付金の10%を超えて流用しようとするときは、市長の承認を受けること。

（2）10%を超えて交付金を減少しようとするときは、市長の承認を受けること

（3）事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（4）基金を造成した場合においては、次によること。

ア．一会計年度において造成した基金の処分は、翌会計年度以降5年以内に行うこと。

イ．基金造成時の基金運用・処分計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ウ．基金造成時の基金の処分計画に示された期間内に基金造成による事業が完了しない場合又は基金造成による事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示に従うこと。

エ．基金の運用益は、当該基金に編入すること。

オ．基金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

注）その他市長が必要と認める事項について条件を付すことがある。

様式第6号（第10条第1項関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

瑞浪市長　様

（申請団体）
所在地：瑞浪市〇〇町△△番地
名　　称：〇〇まちづくり推進協議会
代表者氏名：会長　　□□太郎

事業計画変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付瑞浪市指令第〇〇号で交付決定された夢づくり地域交付金について、瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則第10条の規定に基づき、下記のとおり事業計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

・なぜ変更する必要があるのか、その変更の結果どのような状態となりどのように対応するかを簡潔に記載すること。

1．変更内容

事　業　名	変更しようとする理由	変更しようとする事業の内容
有機肥料開発事業	町内の家庭生ゴミを収集し、有機肥料を開発販売する計画であったが、調査の結果必要量が確保できないことが判明したため、草刈などによる植物系の堆肥製造に変更する。このため、製造設備の購入額は減少するが、製造期間が長期となるため収入を当該年度に確保できない。収支の差額分は自己財源を充当する。	製造設備である発酵タンク、水処理施設を変更し、堆肥ストックヤード建設とする。

・変更内容は申請時と比較してどのような変更となるかを記載すること。

2．添付書類

・事業計画書（様式第2号）

注）上記以外の添付書類がある場合は、2に列記すること。

様式第7号（第10条第2項関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

瑞浪市長　様

（申請団体）
所在地：瑞浪市〇〇町△△番地
名　　称：〇〇まちづくり推進協議会
代表者氏名：会長　　□□太郎

・該当しない部分は二重線で抹消すること。

・中止：途中で事業を実施しないこととする場合。
・廃止：事業自体を実施しない。

事業計画中止（~~廃止~~）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付瑞浪市指令第〇〇号で交付決定された夢づくり地域交付金について、瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（~~廃止~~）したいので、承認されるよう申請します。

記

1　事業名
　有機肥料開発事業

・なぜ中止廃止する必要があるのか、その変更の結果どのような状態となりどのように対応するかを簡潔に記載すること。

2　事業を中止（~~廃止~~）しようとする理由
　町内の家庭生ごみを収集し、有機肥料を開発販売する計画であったが、調査の結果必要量が確保できないことが判明したため、調査事業までの実施として事業を中止する。

3　中止（~~廃止~~）しようとする内容
　製造施設の整備は中止する。

・中止する場合は事業のどの部分までの実施か判るように記載すること。

4　添付書類

注1）　不要な文字は、削除すること。
注2）　上記以外の添付書類がある場合は、4に列記すること

様式第8号（第11条第1項関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

瑞浪市長　様

（申請団体）
所在地：瑞浪市〇〇町△△番地
名　　称：〇〇まちづくり推進協議会
代表者氏名：会長　　□□太郎

夢づくり地域交付金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付瑞浪市指令第〇〇号で交付決定された夢づくり地域交付金の事業計画について、瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

・当該年度に実施した予定の全てに事業を記載すること。
・必要に応じ行を追加すること。

1　実績書（様式第9号）

事　業　名
65歳以上高齢者家具転倒防止金具取り付け事業
〇〇地区夏祭り開催事業
有機肥料開発事業
（　　ビオトープ整備　　）基金積立事業

2　活動記録等の資料（写真等）

3　帳簿の写し（監事の記名・押印のあるもの）

4　通帳の写し

5　契約書の写し（1件の支払額が50万円を超える場合に限る。）

6　他団体と合同で行う事業については、当該事業に要した経費のおおむね3分の1の資金（物品供与、人件費等の対価の算定を含めることができるものとする。）を当該団体が負担したことが確認できる資料

注1）不要な文字は抹消すること。

注2）上記以外の添付書類がある場合は、連番を付して記載すること。

様式第9号（第11条第1項関係）

・全ての事業について、事業ごとに作成すること。
・変更承認を受けた場合は、承認後の内容で記載すること。

実績書

1　事業名

65歳以上高齢者家具転倒防止金具取り付け事業

2　活動報告（活動内容等）

65歳以上高齢者406世帯に転倒防止金具を取り付けるとともに、要支援者の把握ができた。ボランティア参加者は134人であったが、高校生の参加も得るなど幅広い層から参加を得た。次年度以降は、火災報知機の設置についても検討したい。 防災士による研究会では、145名の参加のもと、家具転倒防止に係る確かな知識と技術の習得のみならず、地域でできる身近な防災減災についての知識を得ることができ、地域防災力の向上につながった。

3　事業成果（目標に対しての成果：数字等でわかりやすく）

65歳以上の高齢者宅への家具転倒防止金具取り付け：406世帯 ボランティア参加者：134名 防災士による研究会参加者：145名

4　事業に要した経費（総事業費）

483，000　円

5　夢づくり地域交付金充当額

350，000　円

（内、交付金加算額　　円）

6　合同で事業を実施した地区又は団体

7　活動経過、活動の内容

・『歳出予算の整理科目一覧表』を参考にしてください。

（単位：円）

実施時期	活動の内容	経費の内容	
		決算科目	金額
4月			
5月			
6月	○リスト確認 ・希望者説明資料作成	消耗品費 通信費等	9，450 18，400
7月	○研究会の開催（1回目） ・講師（防災士）の招へい ・資料印刷代	報償費 旅費 印刷費	5，000 1，860 14，500
8月	○取り付け作業開始	消耗品費	273，930
9月		保険料	50，000
10月	・金具購入 ・電気器具購入	備品費	93，500
11月			
12月			
1月			
2月			
3月	○研究会の開催（2回目） ・講師（防災士）の招へい ・研究会開催経費	報償費 旅費 消耗品費	5，000 1，860 9，500
合計			483，000

8 収支実績

（1）収入の部

（単位:円）

内　容	本年度 予算額	本年度 実績額	備 考
夢づくり地域交付金 自主財源 その他（　　）	350，000 50，000	350，000 133，000	
合　計	400，000	483，000	

・事業計画書に記載した予算額（変更承認を受けた場合は承認後の金額）を記載すること。

（2）支出の部

（単位:円）

事　項		支出内容	本年度 予算額	本年度 実績額	備 考
経費区分	活動の内容				
研究会開催経費	家具転倒防止の対策研究 減災の観点での講演会開催（2回）	報償費 旅費 消耗品費 印刷費	15，000 5，400 4，800 10，000	10，000 3，720 9，500 14，500	
小計			35，200	37，720	
転倒防止金具取り付け経費	取り付け作業 取り付け対象者への案内	保険料 消耗品費 通信費等 備品費	50，000 304，800 10，000 0	50，000 283，380 18，400 93，500	
小計			414，800	445，280	
合　計			400，000	483，000	

様式第10号（第11条第2項関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

瑞浪市長　様

・該当しない部分は二重線で抹消すること。

（申請団体）
所在地：瑞浪市〇〇町△△番地
名　　称：〇〇まちづくり推進協議会
代表者氏名：会長　　□□太郎

（ビオトープ整備事業）基金造成・~~運用~~・~~処分~~実績報告書

下表により夢づくり地域交付金で造成した基金について、令和〇〇年度の造成・~~運用~~・~~処分~~の実績を、瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則第11条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

・該当しない部分は二重線で抹消すること。

（単位：円）

基金造成年度	基金造成額
〇〇	100，000
□□	150，000

注）造成年度が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。

様式第10号　別紙

・基金を造成又は処分した場合は、記載すること。

1　総括表

（単位：円）

	基金の処分予定額又は実績額					
	令和〇〇年度	令和□□年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度	計
基金造成額	100，000	150，000				250，000
金利分による造成額	100	100				200
基金処分額	0	250，200				250，200
年度末残高	100，100	0				0

注）造成年度が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。

・基金を運用した場合は、記載すること。

2　基金を充当して行った事業一覧

（単位：円）

事業名	総事業費	内基金充当額	内本年度造成分充当額	本年度造成する基金の充当年度
ビオトープ造成工事設計委託事業	85，000	65，000	35，000	□□
ビオトープ造成工事委託事業	240，000	185，200	115，000	□□
計	325，000	250，200	150，000	

注）事業が2以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。

様式第11号(第12条関係)

瑞 浪 市 指 令 第 〇 〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇まちづくり推進協議会　会長　様

瑞浪市副市長　　印

夢づくり地域交付金確定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付瑞浪市指令第〇〇号で交付決定した下記の事業について、瑞浪市夢づくり地域交付金交付規則第第12条の規定により交付額を確定したので通知します。

記

1　事業名

65歳以上高齢者家具転倒防止金具取り付け事業
〇〇地区夏祭り開催事業
有機肥料開発事業
ビオトープ整備基金積立事業

2　交付金確定額

850，000　円(内、交付金加算額　　円)

様式第12号（第13条、第14条第3項関係）

・該当しない部分は
二重線で抹消すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

夢づくり地域交付金交付~~請求~~（精算）書

金　　0　　円也

区　分	金　額
交付確定額	△850，000円
交付済額	△850，000円
今回請求額	0円

上記のとおり~~請求~~（精算）します。

・該当しない部分は二
重線で取り消すこと。

瑞浪市長　様

（申請団体）
所在地：瑞浪市〇〇町△△番地
団体名：〇〇まちづくり推進協議会
代表者：会長　　□□太郎

・交付申請、交付決定の団体の名
義が異本、個人名義は不可。
「〇〇協議会　会長　〇〇」又は
「〇〇協議会　会計　△△」

＜振込先＞

金融機関名	瑞浪銀行	支店名	〇〇支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	9876543
フ リ ガ ナ	マルマルマチヅクリスイシンキヨウギカイ　カイチヨウ　シカクシカクタロウ		
口座名義人	〇〇まちづくり推進協議会　会長　□□太郎		

様式第13号（第14条第2項関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

夢づくり地域交付金概算払請求書

金　　850，000　　円也

区　分	金　　額
交付決定額	850，000円
交付済額	850，000円
今回請求額	850，000円

1　概算払を受けようとする理由

当組織は、自己財源に乏しいため。

上記のとおり請求します。

瑞浪市長　様

・交付申請、交付決定の団体の名義が基本、個人名義は不可。
「〇〇協議会　会長　〇〇」又は
「〇〇協議会　会計　△△」

（申請団体）
所在地：瑞浪市〇〇町△△番地
団体名：〇〇まちづくり推進協議会
代表者：会長　　□□太郎

＜振込先＞

金融機関名	瑞浪銀行	支店名	〇〇支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	9876543
フ リ ガ ナ	マルマルマチヅクリスイシンキヨウギカイ　カイチヨウ　シカクシカクタロウ		
口座名義人	〇〇まちづくり推進協議会　会長　□□太郎		